

別表 1

工事関係書類提出・提示一覧表（土木工事編）

用語の定義 「提出」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
 「提示」とは、監督員が受注者に対し、または受注者が監督員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。

表中の「関係書類」を作成する必要がある場合には、備考等の留意事項に注意して下さい。

項目	番号	関係書類	根拠法令等	工事請負金額		備考
				300万円以上 500万円未満	500万円 以上	
契約関係	1	リサイクル説明書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項	—	提出	建設リサイクル法対象工事（請負金額500万円以上）は本契約前に提出。
	2	工事請負契約書	水戸市財務規則第122条3項	提出	提出	契約検査課提出。 落札の通知を受けた日から5日以内に契約（又は仮契約）を締結しなければならない。
	3	前金払請求書	工事請負契約書第35条	提出	提出	該当する場合に提出。
	4	契約保証証書、前金払保証証書	工事請負契約書第4条	提出	提出	契約検査課提出。
	5	工程表	工事請負契約書第3条	提出	提出	契約締結後7日以内に提出。 変更の際、工程は変更前を上段朱棒線、変更後を下段黒棒線で記入し、数量は変更前を朱書、変更後を黒書で記入する （茨城県技術管理関係集（平成20年1月）1-3-77参照）
	6	現場代理人及び主任（監理）・専門技術者選（改）任等通知書	工事請負契約書第10条 「建設業法上の金額要件等の改正について（通知）」 令和4年11月30日事務連絡	提出	提出	契約締結後、原則として7日以内に提出。通知事項に変更が生じた場合は、選任の日から5日以内に提出。（茨城県適正化指針第3章第1(2)準拠）（監理技術者配置下請け金額(税込)4,500万円以上
	7	現場現場代理人兼務届 現場施工完了通知書	特記仕様書「建設業法上の金額要件等の改正について（通知）」 令和4年11月30日事務連絡	提出	提出	該当する2つの工事がいずれも4,000万円未満の場合、現場代理人は兼務することができる。なお、兼務をする工事の中に、工事目的物全ての現場施工が完了した工事を含む場合は、3件までとする。該当する場合に提出。
	8	コリンズ（CORINS）への登録	共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-5	—	提示	請負金額500万円以上は受注・変更・完成・訂正時に登録。 変更後請負代金額が500万円以上となった場合は、登録を行うこと。 変更後請負代金額が500万円未満となった場合は、引続登録を行うこと。
	9	掛金収納書提出用台紙 ※電子申請方式は「掛金収納書」	建設業退職金共済制度 （中小企業退職金共済法）	—	提出	請負金額500万円以上の工事において、請負契約締結後30日以内に提出。電子申請方式は40日以内に提出
	10	工事完成通知書、指定部分完成通知書	工事請負契約書 第32条、第39条 水戸市建設工事等検査要領第8条、第12条	提出	提出	2部提出。指定部分完成通知書は該当する場合に提出。
	11	出来形確認請求書	工事請負契約書第38条 水戸市建設工事等検査要領第12条	提出	提出	該当する場合に2部提出。
	12	工事目的物引渡書、指定部分引渡書	工事請負契約書 第32条4項、第39条 水戸市建設工事等検査要領 第9条4項、第13条4項	提出	提出	2部提出。指定部分引渡書は該当する場合に提出。
	13	工事請負代金請求書、出来形部分等請求書	工事請負契約書 第33条、第38条及び第39条 水戸市建設工事等検査要領第9条5項 第13条5項	提出	提出	出来形部分等請求書は該当する場合に提出。
施工体制	14	施工体制台帳	建設業法第24条の8 入契法第15条 共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-10	提出	提出	工事請負金額に関わらず、下請負契約がある工事において遅滞なく速やかに提出。変更時も同様とする。 ※施工体制台帳には作業員名簿等添付。（施工体制台帳添付書類は水戸市土木工事書類標準化ガイド参照） ※運搬業者及び交通誘導員は記載外。

項目	番号	関係書類	根拠法令等	工事請負金額		備考
				300万円以上 500万円未満	500万円 以上	
施工体制	15	施工体系図	建設業法第24条の8 入契法第15条 共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-10	提出	提出	工事請負金額に関わらず、下請負契約がある工事において遅滞なく速やかに提出。変更時も同様とする。 ※運搬業者及び交通誘導員は記載外。
	16	下請負人通知書	工事請負契約書第7条	提出	提出	監督員が、下請負人に関する事項を確認するために、通知書の請求をした場合提出。 ※運搬業者及び交通誘導員は記載外。
	17	再下請負通知書	建設業法第24条の8第2項 入契法第15条	提出	提出	該当する場合は、工事請負金額に関わらず提出。
品質関係	18	材料使用届	共通仕様書第2編第1章第2節 建設工事必携「20. 土木工事材料の使用 についての運用」	提出	提出	茨城県土木部指定工場の砕石・再生砕石・アスファルトコンクリート合材・アスファルト乳剤・生コンクリートの提出時期については、「対象工種施工前」に提出するものとする。 軽微な変更(数量のみの変更や工期延長による日付変更等)の場合は、材料使用届の提出を省略することが出来る。
	19	品質管理表等資料(一覧表, 管理図表)	共通仕様書第3編第1章第1節3-1-1-5	提出	提出	施工中は提示とし、工事完成時に提出。
	20	使用材料・二次製品関係試験結果報告	工事請負契約書第13条2項 共通仕様書第2編第1章第2節 建設工事必携「19. 契約約款第13条第2項(工事材料の検査)の運用について」 (共通仕様書19-2)	提出	提出	必要に応じて、材料使用届へ含めて提出することが出来る。
	21	コンクリート・アスファルト 品質管理資料	共通仕様書第2編第1章第2節4項 建設工事必携「19. 契約約款第13条第2項(工事材料の検査)の運用について」及び「20. 土木工事材料の使用についての運用」	提出	提出	コンクリート圧縮強度試験で、(一財)茨城県建設技術管理センターに委託して行った試験については、①監督員の立会い②試験写真③「コンクリート圧縮強度試験管理図表」の強度試験実施機関印及び試験者名・印について省略出来る。 (茨城県技術管理関係集(平成20年1月)2-2-66参照)
	22	現場密度試験, ハンマーテスト強度試験等報告書	建設工事必携「16. 品質管理基準及び規格値」 (該当工種の区分による)	提出	提出	該当する場合のみ提出。
	23	鉄筋製品検査証明書(ミルシート)	建設工事必携「19. 契約約款第13条第2項(工事材料の検査)の運用について」 (共通仕様書19-2)	提出	提出	該当する場合のみ提出。
	24	鉄筋引張試験結果報告書	建設工事必携「19. 契約約款第13条第2項(工事材料の検査)の運用について」 (共通仕様書19-2)	提出	提出	簡易な構造物又は1サイズ5t未満の工事については、メーカーの品質証明書による確認でよい。
出来形管理	25	出来形管理表等資料 (一覧表, 出来形平面図, 管理図表, オフセット図等)	共通仕様書第3編第1章第1節3-1-1-4 及び3-1-1-5	提出	提出	施工中は提示とし、工事完成時に提出。
	26	工事写真	共通仕様書第3編第1章第1節3-1-1-5 特記仕様書	提出	提出	従来通りの工事写真帳(紙媒体)の場合は、1部提出。 電子納品工事写真帳(電子媒体)の場合は、CD-R2部提出。 (水戸市電子納品ガイドライン参照)
施工管理	27	工事主要材料使用総括表	建設工事必携「20. 土木工事材料の使用 についての運用」	提出	提出	使用数量は、「納入数量」を記入する。 監督員が必要とする場合を除き、伝票整理に係る集計表の提出は不要。
	28	納品書, 伝票	建設工事必携「20. 土木工事材料の使用 についての運用」	提示	提示	原本の提示で良い(コピー提出不要)。契約数量を証明する必要がある場合を除いて提出は不要。ただし、交通誘導員の集計表のみ提出。 また、薬液注入材及び地盤改良材においては納入伝票を提出する必要がある(建設工事必携「19. 契約約款第13条第2項(工事材料の検査)の運用について」)
	29	建設廃材マニフェスト類	共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-19	提示	提示	原本の提示で良い(マニフェスト・スクラップ伝票)ただし、集計表は提出。
	30	施工計画書	共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-4	—	提出	軽微な工事(当初の請負金額が500万円以下の工事)については、提出を必要としない。ただし、監督員の判断により必要と認めた工事については、この限りではない。 (茨城県技術管理関係集(平成20年1月)1-3-9参照) 軽微な変更(数量のみの変更や工期延長による日付変更のみの工程表添付等)はそれを省略することが出来る。

項目	番号	関係書類	根拠法令等	工事請負金額		備考
				300万円以上 500万円未満	500万円以上	
施工管理	31	施工承認願		提出	提出	該当がある場合に提出。
	32	再生資源利用計画書（実施書） 再生資源利用促進計画書（実施書）	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第16条 共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-19 特記仕様書	提出	提出	該当する建設資材の搬入，建設副産物を搬出する予定がある場合（土木工事の場合，設計金額130万円を超える工事が対象），建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し，計画書は施工計画書へ含めて提出。実施書は監督員に提出。
	33	建設廃棄物処理（計画・実績）書	共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-19	提出	提出	建設廃棄物（再生資源利用促進計画書の品目以外）が搬出される工事は提出。計画書は施工計画書へ含めて提出。実績書は監督員に提出。
	34	作業主任者の選任	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条	—	提出	安衛法で定める作業を行わせる場合に作成し，施工計画書に含めて提出。
	35	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-24	提出	提出	毎月提出。
	36	実施工程表	工事請負契約書第11条 共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-24	提出	提出	工事履行報告書に含めて提出。
	37	工事打合せ簿 （協議・承諾，提出・報告・通知）	工事請負契約書 第9条4項，第18条，第21条 水戸市建設工事等監督要領 第15条，第21条，第24条 共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-2 ワンデーレスポンス実施要領	提出	提出	随時提出。
	38	各種検査願（中間，部分使用）	水戸市建設工事等検査要領 第14条，第16条 中間検査項目 一部見直し運用事項【試行】	提出	提出	各種，必要な検査項目について提出。
	39	段階確認記録	中間検査項目 一部見直し運用事項【試行】	提出	提出	施工の段階確認実施状況の記録を，「段階確認記録」書式にて提出。
	40	建設発生土搬出のお知らせ	共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-19 特記仕様書	提出	提出	建設発生土100m ³ 以上を搬出する場合に提出。（茨城県技術管理関係集（平成20年1月）1-2-7参照）
	41	【残土】 確認結果票・確認フロー図	特記仕様書 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条	提出	提出	該当する場合に提出。（残土500m ³ 以上の工事） 再生資源利用促進計画書へ含めて提出。 原本は受注者で保管。写しを提出する。
	42	【残土】 土砂受領書	特記仕様書 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第6条	提出	提出	該当する場合に提出。（残土500m ³ 以上の工事） 残土搬出完了後，速やかに監督員へ提出。 原本は受注者で保管。写しを提出する。
	43	【残土】 残土条例に基づく許可又は届出 残土条例の適用除外を証明する書面	茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	提示	提示	該当する場合は監督員へ提示。 ※茨城県残土条例はR5.6月1日適用 ※水戸市残土条例はR5.7月1日適用 （適用日以降に残土を民地等へ搬出する工事が対象） （残土条例の詳細については，県又は市の廃棄物担当課へ確認）
	44	ストックヤード完了報告書	特記仕様書	提出	提出	ストックヤード利用時は工期内に必ず報告書の提出を受けること。
45	建設副産物関係書類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	提出	提出	契約書および許可証の写しを提出。 ただし，茨城県指定工場に認定されている場合，産業廃棄物処分業許可証写しの提出を省略できる。	
46	コンクリート打設計画書		提出	提出	監督員の指示があれば工種着手前に提出。	

項目	番号	関係書類	根拠法令等	工事請負金額		備考
				300万円以上 500万円未満	500万円以上	
施工管理	47	杭頭切断承認願, 切断報告書	積算基準の運用編 2-3-14	提出	提出	該当する場合に提出。
	48	六価クロムの溶出試験結果表(計量証明書)		提出	提出	セメント及びセメント系固化材を使用して地盤改良を行う場合に提出。 (茨城県技術管理関係集(平成20年1月)2-2-80参照)
	49	工事別共済証紙受払簿 ※電子申請方式は「掛金充当書」	建設業退職金共済制度 (中小企業退職金共済法)	—	提示	該当する場合は提示。
	50	掛金充当実績総括表	建設業退職金共済制度 (中小企業退職金共済法)	—	提出	請負金額500万円以上の工事すべてが対象。 工事完成時に提出する。
	51	工事事務報告書	共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-29	提出	提出	事故が発生した場合に、直ちに連絡し、速やかに概要を書面で報告。
	52	デジタル工事写真の黒板情報電子化に関する使用申請書・信憑性チェック結果	特記仕様書	提出	提出	該当する場合に提出する。
	53	情報共有システム試行対象書類一覧表(案)に基づく本工事の取扱いチェック表	特記仕様書	提出	提出	該当する場合に提出する。 (試行要領対象工事かつ受注者が情報共有システムの活用を希望する工事)
安全管理	54	「安全訓練」, 「店社パトロール」実施記録	共通仕様書第1編第1章第1節1-1-1-26 土木工事安全施工技術指針 建設機械施工安全技術指針 労働安全衛生法 他	提示	提示	安全教育及び安全訓練等, 安全管理に努めた記録資料の提出は不要。 検査時には, 安全訓練及び安全教育やKY活動等の実施状況の概要記録のみ提示を求める場合がある。
	55	「安全巡視」実施記録		提示	提示	
	56	「危険予知活動等」実施記録		提示	提示	
	57	「新規入場者教育」実施記録		提示	提示	
	58	「山留め, 支保工等」点検記録		提示	提示	
	59	「足場, 支保工等」点検記録		提示	提示	
	60	「保安施設等の整理・設置・管理」記録		提示	提示	
61	「各種安全パトロール指摘事項」是正報告	提示	提示			
その他	62	社内検査報告書	水戸市土木工事書類標準化ガイド	提示	提示	社内検査を実施している場合は提示する。
	63	下請けに対する引き取り(完成)検査報告書	建設業法24条の4 水戸市土木工事書類標準化ガイド	提示	提示	該当する場合に提示する。

項目	番号	関係書類	根拠法令等	工事請負金額		備考
				300万円以上 500万円未満	500万円 以上	
その他	64	関係機関等との協議書		提示	提示	該当する場合に提示する。
	65	総合評価方式における課題対応（技術提案）に関する実施確認票	水戸市における総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン 特記仕様書	—	提出 (注)	該当する場合に提出する。 簡易な施工計画及び技術提案(以下、「技術提案等」という。)が適正と評価された場合、受注者の施工内容が評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認する。 ※(注)設計金額1,000万円以上の工事
	66	イメージアップの実施状況	特記仕様書	提出	提出	イメージアップ対象工事の場合に、実施状況の説明写真を提出。実施内容は施工計画書に含めて提出。
	67	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）	水戸市土木工事書類標準化ガイド	提出	提出	事前に、工事特性・創意工夫、地域社会への貢献等を書面により提案（施工計画書へ含めて提出）し、かつ、実施状況報告を提出。最大10項目までの提出。
	68	建設業法に該当しない下請け契約に係る資格証・許可証等	水戸市建設工事等監督要領 第2条, 第10条, 第11条	提示	提示	例) 運搬業者の許可証の確認。 警備会社であることの認定書及び交通誘導員の資格証の確認。
	69	完全週休2日制での施工に関する関係者確認書	水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領	提出	提出	該当する場合に提出する。(モデル工事又は受注者が自主的に週休2日に取り組む工事)
	70	完全週休2日制での施工に関する実施工程表	水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領	提出	提出	該当する場合に提出する。(モデル工事又は受注者が自主的に週休2日に取り組む工事) 工程に変更が生じた場合は都度監督員へ変更の実施工程表を提出する。
	71	完全週休2日に関する現場閉所実績確認書類	水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領	提示	提示	該当する場合に提示する。(モデル工事又は受注者が自主的に週休2日に取り組む工事) ※作業日報やKY活動記録などの既存資料を提示する。
	72	完全週休2日制モデル工事アンケート	水戸市が発注する完全週休2日制モデル工事の実施要領	—	提出 (注)	該当する場合に提出する。(モデル工事のみ対象) ※(注)設計金額4,000万円以上の工事
	73	快適トイレに関する資料 (仕様を満たすことを示す資料)	快適トイレ普及促進工事試行要領	提出	提出	該当する場合に提出する。 (試行要領対象工事かつ受注者が快適トイレの設置を希望する工事又は試行要領対象外の工事受注者が快適トイレの設置を行う場合)
	74	快適トイレに関する資料 (快適トイレの設置に要した費用(初期費, リース料等)に係る実際の支出動態のわかる資料(契約書の写し等))	快適トイレ普及促進工事試行要領	—	提出 (注)	該当する場合に提出する。 (試行要領対象工事かつ受注者が快適トイレの設置を希望する工事のみ対象) ※(注)設計金額4,000万円以上15,000万円未満の工事
	75	情報共有システム試行に係るアンケート	水戸市が発注する建設工事における情報共有システム試行要領(土木編)	提出	提出	該当する場合に提出する。 (試行要領対象工事かつ受注者が情報共有システムの活用を希望する工事)

※この表に掲載がない項目においては、適宜、発注者と受注者間で別途協議を行うこと。

※情報共有システムを用いて作成及び提出を行った書類については、別途紙に出力して提出しないものとする。